別表	(第五条関係)	
項	区分	不当な取引行為
_	条例第十七条	イ 商品及び役務等の使用、利用若しくは設置又は物品の購入等が
	第一号に該当	法令等により義務付けられているかのように説明すること、自ら
	する行為	を官公署若しくは公共的団体等の職員であり、又は他の事業者等
		と直接若しくは間接に関係するかのように告げること等により、
		消費者に誤信を招く情報を提供して契約の締結を勧誘する行為
		ロ 商品及び役務等の内容若しくは取引条件又は物品の購入等の取
		引条件が実際のものよりも著しく優良又は有利であると消費者を
		誤認させるような表現を用いて契約の締結を勧誘する行為
		ハ イ及び口に掲げるもののほか、契約に関する事項であって消費
		者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実を告
		げて、事実を告げず、又は将来における不確実な事項について断
		定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させ
		る行為
		ニ 消費者の過去の取引に関する情報を利用して、消費者を心理的
		に不安な状態に陥らせ、過去の取引に係る不利益が回復できるか
		のように告げ、又は不利益を受けることを予防し、若しくは現在
		被っている不利益が拡大することを防止するかのように告げて、
		契約の締結を勧誘する行為
		ホ 二に掲げるもののほか、商品及び役務等の販売(交換によるも
		のを含む。以下同じ。)若しくは物品の購入等の意図を隠し、若
		しくは商品及び役務等の販売若しくは物品の購入等以外のことを
		主要な目的であるかのように告げることにより、又はそのような
		広告等で消費者を誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締
		結させる行為
		へ 商品及び役務等の販売又は物品の購入等に際し、事業者の氏名
		者しくは名称又は住所について明らかにせず、又は偽って、契約   おしくは名称又は住所について明らかにせず、又は偽って、契約
		の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
		ト 拒絶の意思を表明している消費者に対し勧誘し、又は早朝若し
		くは深夜に訪問し、若しくは電話をかける等の迷惑を覚えさせる
		ような方法で、消費者の住居、勤務先その他の場所を訪問し、又
		は当該場所に電話をかける等により契約の締結を勧誘する行為
		チ 路上その他の場所において消費者を呼び止め、その場で、又は
		営業所その他の場所へ誘引する方法で、消費者の意に反して契約
		の締結を勧誘する行為
		リ 消費者が契約を締結する意思がない旨を表明しているにもかか
		わらず、退去せず、又は勧誘場所から消費者を退去させないで、

執ように契約の締結を勧誘する行為

- ヌ 消費者を威迫して、又は消費者の不幸を予言すること、消費者 の健康又は老後の不安その他の生活上の不安をことさらにあおる こと、必要以上の個人情報を明らかにすることを迫ること等によ り消費者を心理的に不安な状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、 又は契約を締結させる行為
- ル 消費者が理解するための十分な説明をしない等の消費者の知 識、経験若しくは判断能力の不足に乗じる方法又は高齢者等の気 力若しくは身体機能の低下等に乗じる方法で契約の締結を勧誘 し、又は契約を締結させる行為
- ヲ 商品及び役務等の販売又は物品の購入等を行う目的で、親切行 為、無料検査その他の無償若しくは著しい廉価で当該商品及び役 務等以外の商品及び役務等の提供を行い、又は著しい高い価格で 当該物品の購入等以外の物品の購入等を行い、これによる消費者 の心理的負担を利用して執ように契約の締結を勧誘する行為
- ワ 主たる取引目的以外の商品及び役務等を無償若しくは著しい廉 価で提供し、又は主たる取引目的以外の物品の購入等を著しく高 い価格で行い、ことさら消費者を正常な判断ができない状態に陥 れて、主たる販売目的の商品及び役務等又は主たる取引目的の物 品の購入等について契約の締結を勧誘する行為
- カ 消費者等の個人情報又は過去の取引に係る情報を不適正な方法 で入手し、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- ヨ 消費者の年齢、収入等の契約を締結する上で重要な事項につい て、事実と異なる内容の契約書等を作成して、執ように契約の締 結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- タ 消費者からの要請がないにもかかわらず、又はその要請に比し て過大に、貸金業者からの借入れその他の信用の供与を受けるこ とを勧めて、執ように契約の締結を勧誘する行為

## 条例第十七条 第二号に該当 する行為

- イ 消費者にとって、不当に過大な量の商品及び役務等若しくは不 当に長期にわたる商品及び役務等の購入(交換によるものを含 む。以下同じ。)を消費者が行うこと又は不当に過大な量の物品 の購入等を事業者が行うことを内容とする契約を締結させる行為
- ロ 通常の商品及び役務等の取引価格に比して著しく高い価格若し くは通常の物品の購入等の取引価格に比して著しい廉価で取引す ることを定める内容の契約又は消費者の知識、経験、財産若しく は年齢に照らして不当な内容の契約を締結させる行為
- ハ 消費者が購入の意思を表明した主たる商品及び役務等又は取引 の意思を表明した主たる物品の購入等と異なるものを記載して、 消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約書等を作 成し、契約を締結させる行為

- 二 契約に係る損害賠償額の予定又は違約金の定めにおいて、消費者に不当に高額な又は高率な負担を求める条項を設けた契約を締結させる行為
- ホ 法律の規定が適用される場合に比して、消費者の権利を制限 し、又は消費者の義務を加重し、信義誠実の原則に反して消費者 の利益を一方的に害する条項を設けた契約を締結させる行為
- へ 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は 契約の無効の主張をすることができる権利を制限して、消費者に 不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為
- ト 当該契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な裁判管 轄を定める条項を設けた契約を締結させる行為
- チ 債務不履行、債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の 瑕疵かしにより生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償 責任又は当該瑕疵(かし)に係る事業者の修補責任の全部又は一 部を不当に免除する条項を設けた契約を締結させる行為
- リ 第三者によって、クレジットカード、会員証等の商品の購入若 しくは役務等の提供を受ける際の資格又は物品の購入等が行われ る際の資格を証するものが不正に使用された場合に、消費者に不 当に責任を負担させる条項を設けた契約を締結させる行為
- ヌ 商品及び役務等の販売に際し、消費者の返済能力を超えることが明らかであるにもかかわらず、融資若しくはそのあっせんを行うこと又は消費者の年齢、職業、収入を偽らせる等により割賦購入あっせん等を利用させることを内容とする契約を締結させる行為

## 三 条例第十七条 第三号に該当 する行為

- イ 契約の成立又は効力、抗弁権の有無等の消費者に対する債務の 履行請求の前提となる事項について当事者間で争いがあるにもか かわらず、自らの請求が正当であると主張して、債務の履行を強 要する行為
- ロ 事業者の氏名若しくは名称若しくは住所について明らかにせず、若しくは偽って、又は電気通信回線を通じて送信された広告等に主要な事実を明らかにせず、若しくは不実の表示等をし、契約の成立を一方的に主張して、債務の履行を強要する行為
- ハ 消費者、その保証人等債務の履行義務のある者又は消費者の関係人で債務の履行義務のない者を欺き、又は威迫する等の不当な方法で契約に基づく債務の履行を強要し、又は債務の履行義務のある者に当該履行を促すよう求める行為
- 二 消費者からの契約に基づく債務の履行の督促に対して適切な措置を執ることなく、当該債務の履行を拒否し、又は正当な理由な く遅延させる行為
- ホ 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込の撤回、解除等を妨げ

		て契約の成立若しくは存続を主張し、又は契約の解除、取消し等
		に基づく債務の履行を拒否し、若しくは正当な理由なく遅延させ
		る行為
四	条例第十七条	イ 与信契約等(条例第十七条第四号に規定する与信契約等をい
	第四号に該当	う。以下同じ。)について、不実を告げて、事実を告げず、又は
	する行為	将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、与信
		契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為
		ロ 信用の供与等により消費者の返済能力を超えることを知り得た
		にもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を
		締結させる行為
		ハ 販売業者等(商品及び役務等の販売等をする事業者又はその取
		次店等実質的に販売等をする者をいう。以下同じ。)の行為が条
		例第十七条第一項に規定する不当な取引行為に該当することを知
		りながら、又は与信契約等に係る加盟店契約に基づく関係その他
		の提携関係にある販売業者等を適切に管理していれば、そのこと
		を知り得たにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与
		信契約等を締結させる行為
		ニ 与信契約等について、販売業者等に対して生じている事由をも
		って消費者が正当な根拠に基づき支払を拒絶できる場合であるに
		もかかわらず、正当な理由なく電話をかけ、又は訪問する等の不
		当な手段を用いて、消費者又はその関係人に債務の履行を強要
		し、又は債務の履行をさせる行為